

(点検・評価の結果)

1. 目標1については、新カリキュラム編成がなされ、改善されている。
2. 目標2については、経済学研究科との連携は既に達成したが、官公庁でのインターンシップ開設についてはいまだなされていない。
3. 目標3については、現在のところはその検討が始まったばかりである。
4. 目標4については、2005年度の前期課程入学者は30名となって2004年度よりは増加し、少しずつ改善がなされている。
5. 関西四大学大学院間の単位互換協定に基づく大学院学生の交流の制度により、2005年度は、同志社大学大学院から4名、立命館大学大学院から1名の履修生が法学研究科の授業を履修している。この制度は数少ない大学院間交流であり、かつ、大学院間単独の交流ではない点に意味がある。

(改善の具体的方策)

1. 目標2については、全学的に既に実施されているインターンシップとの関係を考慮しつつ、法学研究科独自のカリキュラムとして、大学院問題検討委員会等で検討していく。
2. 目標3については、2005年度当初より、2006年度入試のために、ロースクール修了者を対象とする後期課程入学試験制度を、試験科目や配点などについて、他大学の状況も考慮しながら検討する。
3. 関西四大学大学院間の単位互換協定に基づく大学院学生の交流の制度を、大学院学生の研究活動活性化のためにも、今後もさらに活発な交流がなされるようアピールしていく。

4.2.3.2 教育・研究指導のあり方

【評価項目 6-2-3】 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

(必須要素) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【評価項目 6-2-4】 研究指導等(学生の研究活動への支援を含む)

(必須要素) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

(必須要素) 学生に対する履修指導の適切性

(必須要素) 指導教員による個別的な研究指導の充実度

(選択要素) 複数指導制を採っている場合における教育研究指導責任の明確化

(選択要素) 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

(選択要素) 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

(選択要素) 才能豊かな人材を発掘し、その才能に適した研究機関等に送り込むなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況

(選択要素) 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

(選択要素) 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

＜2003年度に設定した目標＞

1. 研究報告会の定例化
2. 大学院学生の研究成果の積極的な公表
3. 社会人の受け入れの促進
4. 大学院学生共同研究室の充実
5. 副指導教員制の充実
6. 大学院学生の外国留学の促進
7. 大学院学生の学会出席を奨励促進するための旅費等の補助制度新設

（現状の説明）

博士課程前期課程Eコースの各プログラムは、本学法学部のコース制と有機的関連をもたせたものとなっており、本学法学部学生が本研究科に進学する場合には、学部生時代の問題意識をさらに発展させて、効率的・体系的に高度な知識を習得することが可能となっている。他学部、他大学出身者も多く、履修指導の充実にも心がけている。毎年度、パンフレット「大学院履修心得」を作成し、新入生に対して履修オリエンテーションを開催している他、履修届け提出前に各指導教員の履修指導を受けるよう求めている。聴講生に対しても、聴講許可に際し大学院教務学生委員が面談し、履修上の指導を行っている。

特に公共政策プログラムは、社会人学生への門戸を開くため、土曜・昼夜開講制とし、夜間および土曜開講科目を履修すれば修了に必要な単位を取得できるようにしている。また本プログラムの一部の科目については、アクセスの至便な大阪梅田キャンパスおよび西宮市大学交流センターで開講し、受講生への便宜を図っている。広報活動についても、2004年度は公共政策プログラム入試説明会を行い、日時、場所は社会人受験生を配慮して、土曜日に、西宮市大学交流センターで実施した。また、本プログラムを含めた社会人を対象とする「社会人入試」を、2004年度からは一般入試とは分けて土曜日に行うようにし、社会人が受験しやすいよう配慮した。

Aコース学生および後期課程学生については、指導教員の「研究演習」により、Eコース学生については指導教員の「リサーチ演習」により、一貫した研究指導を行っている。また、研究指導の充実を図るために、Eコース学生について、2004年度から副指導教員制度を導入した。これは、学生の学習・研究上の必要に応じて利用される制度である。希望する学生は、指導教員と相談のうえ、自己の問題関心や研究テーマに相応しい副指導教員を1名指定することができる。副指導教員は指導教員と連携をとりながら、当該学生の指導に当たる。

学生の研究の自由な発展のためには、入学時のコース・プログラム・指導教員の選択に過度に縛られる必要はない。そこで、これらの変更の手続きを明確化している。すなわち、指導教員の変更を伴うプログラムの変更は研究科委員会の審議事項とし、その他の指導教員の変更を伴わないプログラムの変更、プログラムの変更を伴わない指導教員の変更は研究科委員会の報告事項としている。コースの変更については、EコースからAコースへのコース変更は認めていないが、博士課程後期課程への進学はEコース学生にも開かれてお

り、Aコース学生と同様に、一般入試を受験することとなる。また、Eコース学生がリサーチペーパーではなく修士論文を提出することは、研究科委員会の審議承認を条件として可能である。その上で、提出した修士論文の成績が優秀であった者については、Eコース学生もAコース学生と同様に、研究科委員会の議により、進学試験の専門科目試験を免除することができることとなっている。ただし、リサーチペーパーを提出したEコース学生は、この免除を受けることができない。

大学院学生の研究活動を促進するために、学内研究会での報告と研究科委員会の承認を条件として、大学院学生の『法と政治』への投稿を認めており、特に後期課程学生の重要な研究成果発表の場となっている。さらに積極的な投稿を指導し、同誌への掲載論文数の増加を図るほか、他の研究誌への投稿を促すことが必要である。

研究報告会については、従来、学内研究会で学生が報告するのは、後期課程の学生が『法と政治』への投稿を目指して研究報告する場合にほぼ限られていた。しかし、前期課程の学生の研究を活性化し、相互批判の下で研究の客観性を高めるために、修士論文（リサーチペーパーを含む）の作成にあわせて、教員学生共同の研究報告会を開催するのが望ましく、その実現化を図る必要がある。

また、大学院学生の学会出席を奨励促進するために、2004年度より、法政学会から旅費の補助費を支給することとなり、交通費および宿泊費の一部を、配分して支給している。

大学院学生の専用研究室として、共同研究室を法学部資料室と同じフロアに設け、研究資料の利用促進を図っている。2004年度は、採光を良くするために大学院学生共同研究室のドアを交換し、インターネット接続のパソコンを従来の5台に加え新たに1台備えた。研究スペースの確保という観点からすれば、全学的には大学院共用棟が完成したものの、法学部資料室に隣接した法学研究科院生室を日常的に利用する学生も多い。共同研究室は設備が古くなりつつある他、談話スペースが独立していないなどの問題があり、改善充実を要する（「4.2.7 施設・設備」参照）。資料室の利用については、2004年度より開室時間を延長して、平日は18時20分までとし、研究の利便性を図っている。

その他、全学的な研究奨励制度である「後期課程研究奨励金」「大学院研究員」「奨励研究員」制度も、本研究科でも活用している。大学院学生の外国留学も積極的に奨励しており、学院の留学制度である「ランバス留学基金」への応募も活発である。

（点検・評価の結果）

前期課程は2004年度に改組したばかりで、まだ、出発点の段階であり、全体的な目配りが必要とされる。目標1の研究報告会については、2004年度は、公共政策プログラムにおいてのみ実施された。他のプログラムは、2005年4月現在ではまだなされていない。目標2については、『法と政治』への院生の投稿は積極的になされている。目標3については、良好に達成されている。目標4については、少しずつ改善がなされている。目標5、目標6、目標7については良好に達成されている。

（改善の具体的方策）

法学研究科の場合は、特に前期課程が2004年度に改組したばかりであることから、新

カリキュラムのもとで一層の充実をはかるべく、大学院問題検討委員会を中心にして、検討を続けてゆく。目標1の研究報告会については、2005年度は、法律実務プログラム、国際関係プログラム、自由研究プログラムにおいても実施される予定となり、公共政策プログラムも合わせて、全てのプログラムにおいて実施されることとなった。この報告会は公開の形で実施し、指導教員以外の教員にも参加を呼びかけている。特に公共政策プログラムについては、社会人学生に配慮して研究報告会を土曜日に実施する。今後もこの報告会を定例化する必要がある。目標3については、公共政策プログラムの入試説明会を、2005年度も同様に西宮市大学交流センターで実施する予定である。目標4については、2005年度に、インターネット接続のパソコンをさらに1台と、グループ討議用のラウンドテーブルを配備する予定である。（「4.2.7 施設・設備」参照）

4.2.3.3 教育方法のあり方

【評価項目 6-3-1】 授業形態と授業方法の関係

（必須要素）授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

（必須要素）マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

（必須要素）「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

<2003年度に設定した目標>

1. 受講生を積極的に参加させるための双方向式授業の充実
2. マルチメディアの教育への効果的な導入

（現状の説明）

前期課程、後期課程ともに、授業は主として「講義」「演習」の形態によって行われている。しかし各授業とも、10名に満たない受講生での開講がほとんどという少人数での授業であるため、「講義」形態といえども、実質的には双方向式の授業となっており、受講生の積極的な授業への参加が要求されるものとなっている。

前期課程においては、「法務実習」という実習形態の科目が設置されている。これは、大学の外に出て履修するエクスターンシップ科目であり、主として弁護士事務所、司法書士事務所において、夏季休暇中の約10日間、指導を受け、法律専門職の業務のあり方を体験することを目的とする。職場体験の実習形態科目としては、大学が全研究科の学生を対象として実施しているインターンシップ科目があるが、「法務実習」は、法学研究科の大学院学生にとって関心の強い、法律専門職業務での実習のために、法学研究科独自に開講しているものである。過去3年間の履修者は、2002年度23名、2003年度17名、2004年度7名となっている。

マルチメディアは、大学院学生の研究、授業受講の準備のために、必要な資料収集の手段として、活発に利用されている。大学図書館設置のパソコンのみならず、法学研究科の大学院学生共同研究室に設置されているパソコンからも、インターネットを通じて、必要なデータベースへのアクセスが可能となっており、利用に便利な環境が整っている。大学